

大口町告示第106号

大口町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部
を改正する要綱

大口町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成25年大口町告示第106号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

第1条中「平成27年5月28日雇児発第0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知」を「令和2年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知」に、「小児慢性特定疾患児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「小児慢性特定疾病児童」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第3条中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に改める。

第4条第3項中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」に、「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に改め、同条第4項中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付却下決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書」に改める。

第11条中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付台帳」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳」に改める。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表 1 (第 2 条関係)

種目	対象者	性能等	基準額 (円)	耐用年数 (年)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	5
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水及び温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次の性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440	6

頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	2
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線を遮断できるもの。	41,580 (年間)	
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250	5
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520 (年間)	
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160 (年間)	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700 (年間)	

別表2(第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230	
	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額	3,000円以下	D1階層	2,900	290
			3,001円以上 5,800円以下	D2階層	3,450	350
			5,801円以上 8,700円以下	D3階層	3,800	380
			8,701円以上 13,000円以下	D4階層	4,250	430
			13,001円以上 17,400円以下	D5階層	4,700	470
			17,401円以上 22,400円以下	D6階層	5,500	550
			22,401円以上 28,200円以下	D7階層	6,250	630
			28,201円以上 58,400円以下	D8階層	8,100	810
			58,401円以上 75,000円以下	D9階層	9,350	940
			75,001円以上 96,600円以下	D10階層	11,550	1,160
			96,601円以上 121,800円以下	D11階層	13,750	1,380
			121,801円以上 175,500円以下	D12階層	17,850	1,790
			175,501円以上 221,100円以下	D13階層	22,000	2,200
			221,101円以上 380,800円以下	D14階層	26,150	2,620
			380,801円以上 549,000円以下	D15階層	40,350	4,040
			549,001円以上 579,000円以下	D16階層	42,500	4,250
		579,001円以上 700,900円以下	D17階層	51,450	5,150	
		700,901円以上 849,000円以下	D18階層	61,250	6,130	
		849,001円以上 1,041,000円以下	D19階層	71,900	7,190	

	1,041,001 円以上	D 2 0 階層	全 額	左の徴収 基準月額 の 10%。 ただし、 その額が 8,560 円に 満たない 場合は 8,560 円
--	---------------	----------	-----	------------------------------------------------------------------------------

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する同一の世帯から同一月内に2人以上の児童が、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を受けた場合における徴収額は、当該給付を受けた児童のうちその月の給付対象金額が最も多額な児童については、徴収基準月額の欄に定める額とし、徴収基準月額による算定対象以外の児童については加算基準月額の欄に定める額とする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第176号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚したご婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令の定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る、以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。」又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準月額が、給付対象金額を超えるときは、受給者は、給付対象金額を負担する。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に、「小児慢性特定疾患児童日常生活用具」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具」に改める。

様式第2中「(男・女)」を削り、「年 月 日生」を「年 月 日」に改める。

様式第3中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」に改める。

様式第4中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に改める。

様式第5中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付却下決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書」に改める。

様式第6中「小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付台帳」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳」に、

「

生年月日	年 月 日生	性別	
------	--------	----	--

」

を

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。